同和問題の解決に向けた大阪府の取組み

大阪府人権尊重の社会づくり条例(目的:すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現)

(平成10年制定、令和元年改正)

大阪府人権施策推進基本方針

(平成13年策定、令和3年改正)

第2 大阪府における人権をめぐる状況

- 3 取り組むべき主要課題
- (5) 同和問題

令和2(2020)年6月に国が公表した「部落差別の実態に係る調査結果報告書」においては、部落差別についての正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識が依然として残っていることや、インターネット上での不特定者に対する誹謗中傷が一定数見られることなどが報告されています。また、府民意識調査においては、同和問題に関する人権侵害として、インターネット上の誹謗中傷に対する認知度が最も高いことなどが報告されています。

同和問題の解決に向けては、昭和60(1985)年10月に施行された<u>「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」に基づき、差別事象を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する調査の規制等を行う</u>とともに、平成28(2016)年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえながら、<u>相談体制の充実や教育・啓発等の取り</u>組みを推進していく必要があります。また、インターネット上での差別の助長・誘発といった課題への対応も求められています。

部落差別事象の発生防止のための取組み

■「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」(昭和60年制定、平成23年改正)により、結婚差別や就職差別等の部落差別事象を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する調査をなくすため、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者を規制し、部落差別事象の発生を防止。

興信所・探偵社業者

遵守事項 ————

- (1)特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと。 (2)同和地区の所在地の一覧表等の提供及び
- (2)同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

【違反に対して】

指示 ⇒ 営業停止命令 ⇒ 罰則※ ※三月以下の懲役または十万円以下の罰金 「土地調査等」を行う者

遵守事項

- (1)調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。
- (2)同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

【違反に対して】

指導・助言 報告の徴収 ⇒ 勧告 ⇒ 事実の公表

相談体制の充実や教育・啓発等の取組み

■同和問題をはじめとする様々な人権課題に対し、人権相談、人材養成、人権啓発の取組 みを、それぞれ独立した取組みではなく、相互に関連する三位一体の取組みとして捉え、 大阪府と市町村等が連携しながら施策展開。

人権相談

: 専門相談事業、ネットワーク事業、市町村に総合相談 事業交付金を交付

人材養成

: 人材養成事業、人権擁護士 の養成及び活動支援

人権啓発

: 人権啓発の推進、啓発に関する情報提供、人権啓発支援事業

市町村等への支援・連携

- ・市町村が実施する施策との 連携、情報提供等により市 町村の施策を支援
- ・企業やNPO等の団体の活動 との連携、協働関係の構築

インターネット上の差別的書込みへの取組み

- ■インターネット上には、誹謗中傷やプライバシーの侵害情報、特定の地域が同和地区である又はあったとする情報など、人権上、極めて悪質な情報もある。 こうしたインターネット上の差別的な書込みに対処するため、(1)投稿者・発信者への対応、(2)被害者への対応、(3)事象への対応の3方向から効果的な取組みを実施。
 - ・部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づく調査結果より インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯件数が増加傾向にあり(H25:8件→H29:55件)、その大半が識別情報の摘示(H25:5件→H29:45件)
 - ・人権問題に関する府民意識調査結果より インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真などが掲載されることは問題があると回答した人の割合:53.9%